

京都市理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月14日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 54 号

京都市理容師法施行細則の一部を改正する規則

京都市理容師法施行細則の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の2号を加える。

(5) 契約書その他の法第11条第1項の規定による届出をしようとする者が当該営業を譲り受けたことを証する書類（省令第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合に限る。）

(6) その他保健所長が必要と認める書類

第1号様式注以外の部分中「管理理容師」を「※管理理容師」に、「構造」を「※構造」に、「理容師に」を「※理容師に」に、「美容所」を「※美容所」に、

「

	開設予定 年月日	年 月 日	を
--	-------------	-------	---

」

「

	開設予定 年月日	年 月 日		
営業の 譲受け	譲受けの 有無	<input type="checkbox"/> 有 <table border="1" data-bbox="574 1435 1212 1552"><tr><td>検査確認済証の発行年月日及び番号 年 月 日 第 号</td></tr></table> <input type="checkbox"/> 無	検査確認済証の発行年月日及び番号 年 月 日 第 号	に
	検査確認済証の発行年月日及び番号 年 月 日 第 号			
変更の有 無	<input type="checkbox"/> 有 <table border="1" data-bbox="574 1563 1212 1805"><tr><td>理容師法施行規則（以下「省令」という。） 第19条第1項 <input type="checkbox"/>第3号 <input type="checkbox"/>第4号 <input type="checkbox"/>第5号 <input type="checkbox"/>第6号 <input type="checkbox"/>第8号 <input type="checkbox"/>第9号</td></tr></table> <input type="checkbox"/> 無	理容師法施行規則（以下「省令」という。） 第19条第1項 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第8号 <input type="checkbox"/> 第9号		
理容師法施行規則（以下「省令」という。） 第19条第1項 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第8号 <input type="checkbox"/> 第9号				

」

改め、同様式注中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- ※印の欄は、営業を譲り受けた場合で、省令第19条第1項第3号、第4号、第6号、第8号及び第9号のいずれかに掲げる事項に変更がないときは、当該事項につい

て記入する必要はありません。

第1号様式注に次のように加える。

4 変更の有無の欄は、営業を譲り受けた場合にのみ記入してください。

第2号様式注以外の部分中「その他」を「その他の従業者」に改め、同様式注3中「場合」の右に「(営業を譲り受けた場合を除く。)」を加え、同注中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 氏名の欄、登録年の欄、登録都道府県名の欄及び登録番号の欄は、営業を譲り受けた場合で、理容師及びその他の従業者に係る事項に変更がないときは、当該事項について記入する必要はありません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)